

「2010年度 『ラオス身分関係法制調査研究』 報告書

目次

<p>1 ラオス人民共和国概要</p> <p>1-1 ラオス総説 歴史、政治体制</p> <p>1-2 ラオス法制度総説 家族法の法源</p> <p>1-3 立法過程</p> <p>1-3-1 立法府</p> <p>1-3-2 立法言語</p> <p>1-4 司法制度</p> <p>1-4-1 裁判所の種類とヒエラルキー</p> <p>(1) 最高人民裁判所</p> <p>(2) 高等裁判所および県人民裁判所</p> <p>(3) 郡人民裁判所</p> <p>1-4-2 裁判言語</p> <p>1-4-3 裁判所における家事事件の裁判手続</p> <p>1-4-4 判例集</p> <p>1-5 法曹</p> <p>2 家族関係法</p> <p>2-1 家族法制の概要</p> <p>2-2 婚姻法制</p> <p>2-2-1 婚姻の要件</p> <p>2-2-2 婚姻関係の効果</p> <p>2-2-3 婚姻に関する国際私法規定</p> <p>(1) 婚姻の実質的成立要件の準拠法</p> <p>(2) 婚姻の形式的成立要件の準拠法</p> <p>2-3 離婚法制</p> <p>2-3-1 離婚原因</p> <p>2-3-2 離婚手続</p> <p>2-3-3 離婚の効果</p> <p>(1) 監護権</p> <p>(2) 扶養 (Support)</p> <p>(3) 婚姻住居の扱い</p> <p>(4) 財産分割</p> <p>2-3-4 離婚に関する国際私法規定</p> <p>2-4 親子関係</p> <p>2-4-1 親子関係一般 実子、養子、認知制度の有無</p> <p>2-4-2 実親子関係 権利義務</p> <p>2-4-3 認知 任意認知と強制認知</p> <p>2-4-4 養親子関係 (家族法第37条～第42条)</p> <p>(1) 養子縁組の実質的成立要件</p> <p>(2) 養子縁組の形式的成立要件</p> <p>(3) 養子縁組成立の効果</p> <p>(4) 養親子関係の終了 (第42条)</p> <p>2-4-5 養子縁組に関する国際私法規定</p>	<p>3 家事登録制度</p> <p>3-1 家事登録制度の法源および沿革</p> <p>3-2 家事登録項目と手続</p> <p>3-2-1 家事登録項目</p> <p>(1) 出生登録 (第9条)</p> <p>(2) 失踪登録 (第10条)</p> <p>(3) 死亡登録 (第11条)</p> <p>(4) 婚姻登録 (第12条)</p> <p>(5) 離婚登録 (第13条)</p> <p>(6) 養子縁組登録 (第14条)</p> <p>(7) 認知登録 (第15条)</p> <p>(8) 姓名変更登録 (第16条)</p> <p>(9) 住所変動登録 (第17条)</p> <p>3-2-2 家事登録手続</p> <p>(1) 家事登録担当官への申立て (第4条)</p> <p>(2) 家事登録簿交付 (第7条)</p> <p>(3) 登録事項の訂正</p> <p>3-3 家事登録事項の証明</p> <p>4 国籍法制</p> <p>4-1 国籍に関する法源および市民の権利義務</p> <p>4-2 内外国人の定義</p> <p>(1) 市民 (Lao Citizen)</p> <p>(2) 外国人および無国籍者</p> <p>4-3 国籍の取得</p> <p>(1) 出生に基づく取得</p> <p>(2) 帰化</p> <p>(3) その他の原因に基づく国籍取得</p> <p>4-4 国籍の喪失</p> <p>(1) 離脱</p> <p>(2) 国籍取得効力失効</p> <p>(3) 外国における居住</p> <p>5 資料</p> <p>5-1 身分関係法制関連法令</p> <p>5-1-1 家族法</p> <p>5-1-2 家事登録法</p> <p>5-1-3 国籍法</p> <p>5-2 身分関係法制関連届出書面等</p> <p>5-2-1 家事登録簿 (サンプル)</p> <p>5-2-2 家事登録申請書</p> <p>5-2-3 帰化申請書</p> <p>5-2-4 ラオス批准済み条約</p> <p>5-3 その他資料</p> <p>5-3-1 弁護士事務所関係 (パンフレット等)</p> <p>5-3-2 調査対象施設等の写真</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 ラオス人民共和国概要

1-1 ラオス総説 歴史、政治体制

ラオスは東南アジアに位置し、ベトナムおよびカンボジアとともにフランス領インドシナとしてかつてはフランスの植民地であった。ラオスの全人口は612万人（2009年ラオス統計局）であり、アジアの最貧国ともいわれている。インドシナ連邦としてフランスの支配を受けた後、1953年にフランス・ラオス条約に基づき独立したが中立、右派および左派に分裂した王族を頂点として争い、南北ベトナム、アメリカ、タイの介入を受けて内戦が長期化した。1975年12月にラオス人民民主共和国(Lao People's Democratic Republic)の名称で社会主義政権の国家が成立し、旧王政政権関係者や内戦中にアメリカ CIA に加担しゲリラ活動していたモン族等、約40万人の難民がタイを経由して国外に流出した。

ラオス国民は「ラオ（ラオス人）」と一般的に呼ばれている。このうち、タイ語族系のラオ族が全人口の約半数を占めている。ラオスでは、居住する地域の標高を基にして、一般に「ラオ・ルム（低地ラオ人）」、「ラオ・トゥン（山腹ラオ人）」および「ラオ・スーン（高地ラオ人）」の三種に分類されている。しかし民族としては公には49の民族があるとされ、各々が異なる言語や慣習を有する多民族国家である。一般に「ラオ・ルム」はラオ語を話し、ラオス総人口の半数以上を占めている。メコン川流域の低地に定住し米作を行い、仏教を信仰している。「ラオ・トゥン」は先住民族であり、現在でも焼き畑農業を行っている。「ラオ・スーン」は19世紀頃から、中国およびベトナムより流入しシナ・チベット系のモン族などが中心となっている。モン族のうちで内戦中にゲリラ活動をしたグループの多くは難民として国外に流出したが、現体制派であったモン族はラオ族に次ぐ社会的影響力を有している。

なお国民の多くはラオス仏教を信仰する仏教徒であり、社会主義体制の中において、宗教問題が歴史的には存在していたが、現在、ラオス仏教はラオスの文化の中心をなすものとして尊重され、1991年憲法の制定時には、ラオスの国旗に仏塔を冠することとなった。

ラオスの公用語であるラオ語はタイ語と共通点が多く、タイ語を話す人とラオ語を話す人との間での日常的な意思の疎通には大きな問題がないといわれる。

政治的には「ラオス人民革命党」が単独の社会主義形態をとっており、その党の起源がホーチミン設立のインドシナ共産党にあることから、ベトナムとの間には特別な関係が存在する。特に、1977年7月18日に締結された「ラオス・ベトナム友好協力条約」で、両国が全面的に相互援助を提供するという関係を形成している。

ラオス人民革命党は、5年毎に党大会を開催し、そこで党の最高意思決定を行っている。2006年3月に開催された、第8回党大会で、5カ年計画として「国家行政を市場経済メカニズムに適合させる」という決議を行い、それに従って、社会主義体制を維持しつつも市場経済的發展を目指した法改正が行われている。

ラオスは社会主義国であるため、日本のような「司法」「立法」および「行政」の三権がそれぞれ独立し牽制しあうという三権分立の考え方は採用されておらず、民主集中制を基礎とする、一院制の国民議会（国会）が全権を掌握し、ラオス人民革命党が国政にかんして指導的役割を果たしている。ラオス人民革命党は、マルクス・レーニン主義を採用しており、ラオスでは複数政党制や個人主義的な考え方は認められておらず、すべての国家機関はラオス人民革命党の指導下に置かれている。ラオス国民議会（国会）は、行政権および司法権を除く、立法権のみを留保しつつ、行政権を行使する政府、司法権を行使する人民裁判所および人民検察庁の活動に対する監督権限を有している。

ラオスの国家元首は国家主席であり、チュンマリー・サイニャソーン人民革命軍書記長が、2011年現在の国家主席である。ラオス政府は首相、副首相、各省大臣および省と同格の機関の長により構成され、裁判所は最高人民裁判所、高等裁判所、県（中央直轄市）人民裁判所、郡（市：テーサバーン）人民裁判所および軍事裁判所から構成されている。

地方行政については、少数民族を多数かかえていることから統合の必要性が高く、ラオス人民革命党が地方行政機関の指導を行っている。現在では、県（中央直轄市:municipality）、郡または市（テーサバーン）、

村の3つのレベルで構成されており、その首長はそれぞれ県知事（中央直轄市長）、郡長、村長である。地方行政の意思決定機関は現在ではラオス人民革命党地方委員会のみであるが、地方行政改革が検討されており、かつて存在した地方の人民議会を再開し、県知事に集中していた権力を分散させ、汚職を防ぐための検討が行われている。2011年では、16の県と1つの中央直轄市（首都ビエンチャン）、140の郡（市：テーサバーンは存在しない）、8805の村がある。

1-2 ラオス法制度総説 家族法の法源

「ラオス人民民主共和国憲法（以下、憲法という）」が国の最高法規である。この憲法は、ソビエト連邦から帰国したラオス人法律家がベトナム人法律顧問の協力の下で起草し、1991年に公布された。その後、2003年5月28日に改正され、この憲法が現行の憲法として機能している¹。2003年の改正により、ベトナムの影響を受けた従来の制度に変更が加えられ、法制度としては、ベトナムの影響力は低下し、ラオスに対して支援を行っている国々の影響力が高まってきている。

ラオス法の法源としては、①憲法、②法律、③国民議会（国会）決議、④国民議会（国会）常務委員会の決議および通達、⑤国家主席令および国家主席布告、⑥政府の決議および政令、⑦首相令・首相決定・首相訓令および通達、⑧大臣・省と同格の機関の長・政府に従属する機関の長・各省官房長官・各省局長・最高人民裁判所長官・最高人民検察庁・県知事・中央直轄市長・特別区長・郡長および市長による通達・命令・訓令・および通知、⑨村の規則などがある。

ラオス家族法の法源として、まず国際条約を批准し国内法化した「女性の発展及び保護法（Law on Development and Protection of Woman、2004）」、「児童人権保護法（Law on the Protection of the Rights of Children、2006）」がある。これら以外にも、日本も含めた欧米先進諸国の立法支援により、国内で多くの成文法が制定され、また従来からある法律の改正も行われ、徐々にではあるがラオスの法制度は充実してきている。「憲法（Constitution、2003）」および「ラオス国籍法（Law on Lao Nationality、2004）」は国民の定義と権利義務の基本について定めている。家族に関する実体法としては、「ラオス家族法（Law on Family、2008）」に婚約、婚姻、離婚、親子関係一般、認知、養子縁組および一部の国際私法規定が定められている。今回の「ラオス身分関係法制調査研究」の報告対象には含まれていないが、相続について規定する「遺産及び相続財産基準法（Law on Heritage and Basis of Inheritance、1990）」、家事事件の手続きについて規定する「民事訴訟法（Law on Civil Procedure、2004）」、ラオス在住の内外国人に義務づけられる家事登録について規定する「家事登録法（Law on Family Registration、2008）」が立法化されている。

1-3 立法過程

1-3-1 立法府

憲法53条によると立法権は国民議会（国会）にある。すなわち「国民議会（国会）は、立法機関であるとともに、国家の基本的問題について決定する権利を有し、行政機関および司法機関の活動を監督する」とされている。国民議会（国会）は、次のような権限および義務を有している。①憲法の制定、承認または改正、②法案の審議、承認、改正または廃止、③税および関税の決定、変更または廃止、④社会経済的発展のための戦略的計画と国家予算の審議および承認、⑤国民議会（国会）議長、副議長および常務委員会委員の選任または解任、⑥国民議会（国会）常務委員会の提言に基づく国家主席および国家副主席の選任または解任、⑦国家主席の提言に基づく首相の選任または解任の承認、首相の提言に基づく政府機関の

¹ ラオス憲法および憲法改正の経緯については、瀬戸裕之「ラオス人民民主共和国」荻野芳夫・畑中和夫・畑博行編『アジア憲法集（第2版）』（明石書店、2007年）を参照。

長の選任、異動または解任の承認、⑧国家主席の提言に基づく最高人民裁判所長官および最高人民検察院長官の選任または解任、⑨首長の提言に基づく政府、政府に相当する組織、県、市の設置および廃止の承認ならびに県および市の境界に関する決定、⑩大赦の承認、⑪国際法および国際規則に従い、外国との間で署名した条約や契約の批准または破棄に関する決定、⑫戦争または平和に関する問題の決定、⑬憲法および法律の遵守の監督す、および⑭法の定めるその他の権利および義務の行使である。

ラオス国民議会（国会）は一院制議会であり、国民議会（国会）議員、国民議会（国会）議長・副議長、国民議会（国会）常務委員会、国民議会（国会）専門委員会、国民議会（国会）事務局から構成される。会議の種類は、初会（日本の特別国会に該当）、常会（年二回開催）、臨時会および特別会（参議院の緊急集会に近い）に分けられる（第57条）。

立法についてはその発議権を、①国家主席、②国民議会（国会）常務委員会、③政府、④最高人民裁判所、⑤最高人民検察庁、⑥中央レベルのラオス建国戦線および大衆団体（mass organization）が有しているが、ほとんどが政府提案となっている。その政府提案の立法手続は「法規範作成に関する国家主席令第2号」に規定されている。それによると、

- (1) 関係省庁が、省内の部局において法案の起草を行った後に、政府に対して提出する。
- (2) 政府が、閣議の日から15日以前に、閣議参加者に対して法案を送付して準備する。政府閣議において、起草した省庁が法案を説明する。
- (3) 政府が、国民議会（国会）の会期から60日以前に、国民議会（国会）常務委員会に法案を提出する。
- (4) 国民議会（国会）常務委員会は、法律委員会または関係する委員会に法案を送付し、憲法および既存の法律との適合性について審査を行わせる。
- (5) 法案が、多くの部局に関係している、または人民の権利に関係していると判断した場合は、国民議会（国会）常務委員会は、法案について人民から意見を聴取する。
- (6) 国民議会（国会）常務委員会で承認された後に、国民議会（国会）の会議に提出する。会議では、法律委員長または起草した省庁の代表者が、法案について説明する。
- (7) 国民議会（国会）の会議で採択をされた後、法案を国家主席に送付し、国家主席は、国民議会（国会）での採択から30日以内に交付しなければならない。その期間内において、国家主席は、国民議会（国会）に法案を差し戻して再審議を求める権限を有する。国民議会（国会）がこの法案を再度採択した場合は、国家主席は15日以内にその法律を公布しなければならない。

改正憲法は第52条で国民議会（国会）を「諸民族人民の権利及び利益の代表機関であり、国家権力機関であり、並びに立法機関」と定め、憲法起草・承認・改正（第53条第1項）、法律審議・承認・改正・廃止（同第2項）、関税および租税の決定・変更・廃止審議・承認（同第3項）、条約・協定の批准・破棄決定（同第11項）、憲法および法律の遵守および実施監督（同第13項）などを国民議会（国会）の権限および職務として規定している。

1-3-2 立法言語

ラオスの立法言語はラオス語である。ラオス法は政府刊行物を扱う政府系書店（例えばビエンチャン市のナンプ広場近くのBooks Shop）で単行法を掲載した冊子および現行法として施行されている法典リストが入手できる場合があるが、今回の調査の際にこのような書店で直接入手できる法典は非常に限定的であった。司法公務員および大学教員は関係法令につきこのような冊子を支給されるが、大学構内でも売買はされておらず、外国人が司法省その他の機関で入手することが可能であるかは不明である。しかし司法省のインターネットサイトでラオス語版および英語版の法典をダウンロードすることが可能である。ラオス語から英語への翻訳は国連機関であるUNDP（国連開発計画）により、主としてシンガポール政府からの拠出で行われている。在ラオス日本大使館のサイトでも英語版PDFのダウンロードが可能である。
(<http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/laos/laolaws.htm>)。

ラオスの法令集等が必要な場合には、その出版および販売を司法省法律宣伝部普及局が担当しており、そこが政府機関への法令集の配布および単行法令冊子の販売も行っている。官報についても2008年1月より、2か月に1冊、ラオス語版で出版され、これには法律および施行法令が収録されている。

このように、ラオスでは、法の支配の実現に向けた、様々な支援が、日本も含めた欧米先進工業諸国により行われている。特に、日本からの支援として、2003年から2007年にかけて独立行政法人国際協力機構（JICA）の法整備支援プロジェクトが実施され、法律辞書、民法教科書等の作成がなされてきた。2010年7月20日には、JICAの国際協力部から検事1名、日本弁護士連合会から弁護士1名、総務的仕事をやるベテラン業務調整員1名が着任し、プロジェクト期間4年の予定で「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」を発足させ、支援の充実を図っている。

1-4 司法制度

1-4-1 裁判所の種類とヒエラルキー

ラオスの裁判所は、最高人民裁判所を最高位裁判所として、高等裁判所、県人民裁判所、郡人民裁判所の順に下順位として設置されている。郡人民裁判所が第1審の場合は、県人民裁判所が控訴審、最高人民裁判所が破棄審となり、県人民裁判所が第1審の場合は、高等裁判所が控訴審、最高人民裁判所が破棄審となるという三審制がとられており、事実審は控訴審までであり、破棄審は法律審となっている。

(1) 最高人民裁判所

ラオスでは、最高人民裁判所が民事および刑事の事件につき最高位裁判所としての司法行政権を有し、地方の人民裁判所の人事決定権、ならびに裁判官および裁判所職員に対して研修を行う権限を有している。最高人民裁判所はビエンチャンに一つ存在し、そこには刑事部、民事部、商事部、家事部および少年部の五つの専門部（chamber、チェンバー）を有する。裁判官はいずれかの専門部に所属するが、その専門分野のみを扱うのではなく、他の専門部の事件を担当することもある。通常は3人の裁判官で合議するが、案件の重大性により裁判官数は変動する。最高人民裁判所に所属する裁判官は現在首席裁判官（Chief Justice）を筆頭に14名の裁判官がおり、この中には、現在海外での研修中の裁判官も多い。国内に法学博士号を取得できる研究機関が存在しなかったため、ベトナムで法学博士を取得した裁判官が複数いる。現在も1名の最高裁判所裁判官が日本の大学の博士課程において研究し博士号取得を目指している。最高人民裁判所が設置されたのは1990年代で、2003年の民事訴訟法改正で下級裁判所が最高裁判所の傘下に入るよう再編成された。下級審の裁判官は地方行政当局の首長の推薦を受け最高人民裁判所の委員会が任命することになっている。

なお、裁判所には法律解釈の権限がなく、国民議会（国会）の常務機関である国民議会（国会）常務委員会が、憲法および法律の解釈権を有する。事件数としては2010年の1年間に300件程度。そのうち家族関係に関する紛争は1割程度であり、大多数の案件は下級審に差し戻しされている。

(2) 高等裁判所および県人民裁判所

高等裁判所は、北部（ルアンパバーン）、中部（ビエンチャン）、南部（パークセー）にあり、五つの専門部を有する。ここでは、県（中央直轄市）人民裁判所の第一審判決に対する控訴審としての役割を果たしている。各県は県裁判所（Province Court）を有し、県内に第一審の管轄権を有する県裁判所と県上訴裁判所（Province Appeal Court）が存在する。ビエンチャン県には三つの上訴裁判所が存在する。

ビエンチャン特別市はビエンチャン県の内部にある大都市であり、特別に首都裁判所（Capital Court）が設置されている。首都裁判所にも刑事部、民事部、商事部、家事部および少年部の五つの部が置かれているが最高裁判所と同様に各部に裁判官が配置されるが必ずしも固定的ではない。首都裁判所家事部は2億キープ以上の事件を扱い、2010年は50件の家事事件を扱ったが、その大多数は離婚および離婚に伴う財産分与が争点となっていた。50件の事件の内、2010年には6、7件は最高人民裁判所に上告さ

れている。首都裁判所には30名の裁判官が所属し、一つの案件に3人の裁判官が同席し合議により審理にあたっている。

(3) 郡人民裁判所

最下位の裁判所として郡(市:テーサバーン)人民裁判所がある。郡人民裁判所は訴訟当事者に対する和解の勧告および調停を主な役割とし、訴訟金額が2000万キープを超えない民事訴訟や家事事件および一部の刑事事件についても管轄権を有する。

ビエンチャン特別市については、首都裁判所の下位裁判所としてゾーン裁判所が置かれている。近年までは地方裁判所(District Court)と呼んでいたが、現在では名称が変更されている。首都圏は三つのゾーンに別れ、各々のゾーンには更に複数の郡(district)裁判所が置かれている。ゾーン裁判所は2億キープ未満の事件について管轄権を有している。

1-4-2 裁判言語

ラオスの国語はラオス語である(憲法89条)。ラオスの裁判言語もラオス語であり(民事訴訟法第9条第1項)、ラオス語が理解できない者が含まれる事件の場合は、通訳による自己の言語または他の言語を使用することが認められる(民事訴訟法第9条第2項)。

1-4-3 裁判所における家事事件の裁判手続

ラオスの家事事件は、裁判所の五つの部の一つである家事部で扱われる(民事訴訟法第55条)。裁判所の家事部では、①離婚、婚姻財産の分割、および婚姻相手(married persons)の負債などに関する婚姻事件、②配偶者および子の扶養の請求、③親族の地位確認(acknowledgement of consanguinity)、無能力者(incompetent)、失踪および死亡の認定に関する請求のような家族関係に関する事件、④子の監護権に関する事件、⑤親権(parental rights)および子の権利の終了に関する事件、⑥養子縁組に関する事件、⑦子の認知、または父を定めることに関する事件、⑧子の姓名・国籍の決定のような、子の利益に関する事件、⑨婚約(marry following engagement)の拒絶、婚姻前の性的関係、無効な婚姻、その他の事由から生じる損害に関する事件の管轄権を有する。

裁判外紛争解決(ADR)手段として、伝統的に村長が村における紛争を解決するという慣習があり、現在でもそれに由来する制度が残っている。すなわち、全国の各村に村紛争調停機関が設置され、村レベルでの紛争解決がそこで行われている。組長1名、副組長2名およびその他の者で、3から5名で調停機関が構成されている。この調停機関の構成員となるには、法学教育を受けたかどうかは要件とはされていない。解決の対象は、債務、財産、家族関係および村の土地利用などの民事紛争ならびに親族間の軽傷または後遺症をもたらさない傷害事件、名誉毀損、窃盗および親族の財産に対する損害などの軽微な刑事事件について調停を行う権限を有する。その調停で合意に至らない場合には、当事者に人民裁判所に提訴するよう助言を行う。

かつては、この村紛争調停機関において離婚を扱うことは認められていなかった。離婚は裁判所においてのみ認められていたことがその理由であるが、後述するようにラオス家族法が2008年に改正され、それまで認められていなかった当事者の合意に基づく裁判所の関与を必要としない離婚手続(協議離婚)が認められることとなったため、村紛争調停機関においても離婚を取り扱うことが可能になった。

1-4-4 判例集

2003年に制定された「人民裁判所法」には、判例についての規定はあるが、今のところ、最高人民裁判所の判決を判例集として整備するには至っていない。地方人民裁判所が事件の審理および裁判を行う指針について、人民最高裁判所は通達を発し、裁判の指導を行っている。裁判所の判決は、確定判決について、訴訟当事者以外者にも公開されており、裁判官や弁護士等の外部の者の閲覧が可能とされているが、実際には、弁護士が担当している事件の解決のために必要とされるような、先例を検索することは、かなり困難であると思われる。事件を担当している弁護士が、類似する過去の判例を参照したい場合には、経験豊富な先輩弁護士や、同じ事務所の弁護士に情報提供を依頼するのが一般のようである。

1-5 法曹

法曹養成のための専門教育を行う高等教育機関として、ラオス国立大学が1994年に初めて設立された。ラオス国立大学法律政治学部は1997年に一つの学部として統一され、国立チャンパーサク大学法律政治学部が、新たに2006年に設立された。司法省付属の高等法科大学は、2003年にサヴァンナケートに設置され、それ以降ルアンパバーンおよびビエンチャン中央直轄市に設置された。このように、現在では、法学教育機関としてラオス国立大学法律政治学部、国立チャンパーサク大学法律政治学部および司法省付属の高等法科大学が存在している。

ラオスの法曹養成では統一（筆記）司法試験制度は存在しておらず、司法関係機関毎に職員の採用を行った後に、それぞれの機関内で研修を行っている。裁判官の場合、法学教育を受けた新卒の学生が裁判所に採用されると、裁判官補に任命されて勤務し、能力を認められた場合に、最高人民裁判所付属の裁判官研修所において3か月の研修を受けた後に、裁判官に任命される。近年の制度改正で、研修中の指導を受けた裁判官の推薦が重視されるようになった。5、6年の研修を受けた裁判官補は、最高裁判所でも1か月の実務研修を受けるが、裁判官としての任命は最高裁判所が行い、最終的には国民議会（国会）の常務委員会の承認を受けて正式に任命されることになる。

検察官の場合は、法学教育を受けた新卒の学生が人民検察庁に採用された後、2か月間の研修を受けて捜査官として勤務し、能力を認められた場合に検察官に任命される。

弁護士の場合は、法学の学位を有する者が原則として各弁護士事務所法律実務を学ぶ。人物照会が行われ、6週間の法学に関する講義を経た後に弁護士事務所研修を受け、ラオス弁護士会へ推薦されると弁護士会で2か月の研修を受ける。合計1年間の研修を経て弁護士会から認証を受けることができれば司法省の任命を受けて開業することができるが、弁護士会からの認証が得られないと更に実技研修を継続することになる。なお、「弁護士会の組織及び活動に関する首相令」第64号（1996年2月21日）によると、司法大臣は弁護士会執行委員会の提案に基づき弁護士を任免し、活動許可書を発行する権限を有する。弁護士の資格要件は、ラオス市民であり、国および人民の利益に対する清廉な精神および倫理観を有し、高等法学教育もしくは中級法律教育、または5年以上の司法実務経験を有し、公務員でないこととされている。

ラオスでは、弁護士会は、司法省に所属する機関となっている。ラオス弁護士会は、執行委員会、弁護士検査委員会、各小委員会、事務局を有し、首都ビエンチャン市内に9つのユニット（組）ならびにチャンパーサク県、サヴァンナケート県、カムムアン県、ルアンパバーン県、ウドムサイ県、シエンクアーン県およびビエンチャン県にそれぞれ支部がある。弁護士を開業しようとする者は弁護士会に申請し、いずれかのユニットで弁護士としての活動することになる。弁護士の弁護費用は、依頼人と弁護士との間で合意、または裁判所が選任した場合は裁判所の決定に従う。2007年6月に、無料法律扶助事務所が開設され、貧困で機会に恵まれない人々の人権にかかわる事件の裁判での弁護および法律相談の活動を行っている。

なお、大学等で法学教育を受けた者が全て法曹になるわけではなく、地方自治体、特に各村の村長などの地方行政当局の役職に就くことが多い。2004年に制定された「公証人法」で定める公証人(Notary Public)は法学教育の学歴を就任要件としているが、法学の学位取得は要件とはされていない。また日本の司法試

験のような統一的な資格認定試験が行われているわけではない。ただし社会主義体制であるため弁護士も司法省の管理下に置かれ、彼らは国家からは独立していない。司法省に属する弁護士会 (Bar Association) は、各地にユニット (unit) と呼ばれる区域を置き、開業しようとする弁護士は弁護士会に申請しいずれかのユニットで活動することを承認される。例えばビエンチャンには9つのユニットがあり、各ユニットに所属する弁護士は共同でユニット事務所の経営をすると共に弁護士会へ一定の登録料を支払う。弁護士は弁護士会からのサラリーは受けず、各弁護士の担当する事件の報酬が彼らの収入となる。弁護士の役割として、弁護士会が行う無料法律相談、UNDP やアジア基金による地方法律相談事業への貢献が求められる。

「弁護士法」は2011年2月25日現在で、まだ制定されていない。首長令によると、司法大臣は弁護士会執行委員会の提案に基づき、弁護士を任免し、活動報告書の提出を求める権限を有する。更に、法廷での被告人の弁護士および訴訟代理人は、弁護士に限定されておらず、親族または被告人に関係する機関の代表が弁護人または訴訟代理人を務めることもある。

2 家族関係法

2-1 家族法制の概要

ラオスにおいて家族および身分関係に関連する法典としては、憲法をはじめ、家族法、遺産及び相続財産基準法、国籍法、民事訴訟法、家事登録法、公証役場法、女性の発展及び保護法、児童人権保護法等が挙げられる。

日本のように民法典の中に財産法と家族法が規定されているわけではなく、それぞれ別の法典になっている。これらのうちで、身分関係法制にとって中心となる法典は、ラオス家族法であり、本報告書の記述もこの家族法の規定に基づいている。なお、ラオス家族法は1990年に制定され、憲法よりも1年早く成立しているが、2008年に離婚法制を中心に改正が行われた。

ラオスの家族法は、家族を保護および強固なものとすること、安定した集団にすること、男女の意思と平等を基礎とした家族および夫婦関係を確立すること、家族および国家を愛し国家の保障と発展に参与するように子を育むこと、家族生活および離婚における母と子の利益を保護すること、ならびに優れた伝統および慣習を保護し発展させることを目的としている (家族法第1条)。

男女の平等はラオス家族法第2条において規定され、男女は家族関係に関するすべての局面において同等の権利を有し、出身、社会的および経済的地位、国籍、民族、教育水準、職業、信条、居住地、その他の違いに基づく差別扱いを否定している。

家族関係に関する紛争については、民事訴訟法第55条により裁判所の家事部の管轄に属することとなる。ただし、前述のように、離婚裁判の前には調停が実施されることとなっている (民事訴訟法第56条)。実際には伝統的な組織でもある村紛争調停機関が離婚についても取り扱うことができるようになっており、裁判離婚にまで至る事件は限定されている。

2-2 婚姻法制

2-2-1 婚姻の要件

ラオスにおいては、婚姻をするためには、ラオス家族法で規定される婚姻年齢に達することが要求され、この年齢に達した者は、他人から婚姻を強制されたり、その妨害をされたりすることは認められていないと規定されている (家族法第3条)。

また、一夫一婦制が採用され、それがラオス家族法典に明文で規定されている (家族法第4条)。

婚姻の際には、まず申し込みがなされる。家族法で規定されている、申し込みとは、夫婦となる当事者が

婚姻することを決断した場合に行われるものであり、男性が自分の両親および年上の親族に、慣習および伝統に従って女性の両親および年上の親族から女性を妻として迎え入れるように依頼し、両者は結婚式を行うことを決定する（家族法第6条）。しかし、家族法第2条により男女は平等とされており、これはあくまで、それまで存在していたラオスの慣習を規定したとされる。もし、その申し込みが履行されない場合は相手方に対して、損害賠償の責任を負う（家族法第7条）。なお、第6条の規定は強行規定ではないため、原則としてその内容を実施せずに合意の上で婚姻届を提出し登録されれば婚姻は、これにより成立する。ただし、現実には、慣習に従わない場合には、その婚姻の登録が為されない可能性もある。

また、婚姻前に性的関係が生じながら、男性が相手方の女性と婚姻をしない場合には、男性は慣習および伝統に従って、女性または女性の家族の精神的損害を賠償するために、何らかの贈り物等を提供する必要がある。これは、社会的評価として生じた不利益や精神的損害を回復させる目的のためになされるものであり、また、贈り物であればよく、必ずしも金銭である必要はない（家族法第8条）。

婚姻の要件として、男女は18歳以上でなければならない。ただし、特別な場合および必要な場合には、この制限を18歳未満に下げることができるが、15歳未満とすることは認められない。婚姻は当事者間の意思に基づかなければならず、各当事者側の強制または各当事者の一方の強制に基づくことは認められないとされている（家族法第9条）。

婚姻障害として、第一に、配偶者若しくは子の生命および健康に対して脅威となりうる精神的若しくは肉体的健康が不十分な状態にある者の間の婚姻についてその制限が規定されている（家族法第10条第1項）。第二に、両親、尊属である父系および母系の祖父母のような自然血族と卑属である子および孫のような自然血族との間、養親と養子との間、継父母と継子との間、養子と実子との間、兄弟姉妹間、ならびに、おじまたはおばとおいおよびめいとの間の婚姻は認められない（家族法第10条第2項）。これに反する婚姻は無効と規定されている（家族法第17条）。

婚姻の意思を有する当事者は、家事登録官に対して書面での婚姻の登録を行うよう請求することができる（家族法第11条第1項）。この場合、家事登録官は婚姻の請求を受理した日から1か月を超えない期間の内に、その請求を審理することとなる（家族法第11条第2項）。すべての要件を満たしていると認められた場合には、家事登録官は当事者を出頭させ、3人の証人の出席のもとで両当事者の請求を登録することとなる（家族法第11条第2項）。このように、家事登録官は一定の内容につき実質的な審査権限を有している。

なお、伝統的な婚姻儀式が一般に行われてはいるが、それは婚姻要件とされてはいない。したがって、婚姻の儀式が挙行されていない場合でも、婚姻の要件を満たし、その婚姻が家事登録法に従って登録されれば、その登録により婚姻が成立することになる（家族法第12条）。

2-2-2 婚姻関係の効果

ラオスでは夫婦は平等であり、同等の権利を有している。家庭内の紛争も夫婦が共同して解決することとされ、互いに扶養する義務、子を育て教育する義務を負う（家族法第13条）。また、家族の住所についても夫婦が共同してその協議で決定する（家族法第14条）。

家族の姓については、選択的夫婦別姓制が採用されており、共通の姓として夫または妻の姓を使用することも可能であり、婚姻前の姓を維持することもできる（家族法第15条）。

2-2-3 婚姻に関する国際私法規定

ラオス家族法第4編では、渉外的な婚姻、離婚および養子縁組について規定する。第1章第47条でラオス国内における渉外的な婚姻、第48条でラオス国内における渉外的な離婚、第2章第49条でラオス人同士の国外における婚姻、そして第50条でラオス人同士の外国における離婚の準拠法について規定している。また第4編第3章は渉外的な養子縁組の準拠法について定め、第51条で外国に居住するラオス人とラオスに居住するラオス国籍の子との養子縁組および外国人とラオスに居住するラオス国籍の子との

養子縁組について規定している。なお、「国籍法」で外国人を短期間在留する外国人、長期間在留する外国人および無国籍者の3種に分類しているが、本章ではいずれも外国人として表記することとする。

なお、婚姻の成立要件は日本の「法の適用に関する通則法」第41条で反致が生じうる単位法律関係とされるので、とくにラオス人が日本で婚姻する場合には注意を要する。

(1) 婚姻の実質的成立要件の準拠法

ラオス国内で挙行される婚姻の実質的成立要件には当事者の国籍に関わりなく「ラオス家族法」が適用される(第47条第2段)。

(2) 婚姻の形式的成立要件の準拠法

ラオス国内で挙行される婚姻の形式的成立要件は、原則としてラオス法による。ラオス人と外国人の間の婚姻がラオスで挙行される場合には「ラオス家事登録法」で定められる婚姻登録を行わなければ有効な婚姻として効力が認められない(第47条第4段)が、外国人間の婚姻の登録は、当事者の本国の在ラオス大使館または領事館で本国法により行うことができる(第47条第3段)。無国籍者間の婚姻登録はラオス法による(第47条第3段)。

2-3 離婚法制

ラオスにおいては、婚姻の解消手続が次のように規定されている。第一に、婚姻は配偶者の一方が死亡した場合、第二にラオス家族法に規定されている婚姻の無効状態にあたりと裁判所が判断した場合、第三に離婚の場合に、それぞれ婚姻関係が解消される(家族法第16条)。

婚姻が無効(null marriage)であるとされるのは、ラオス家族法第9条および第10条の要件に違反する場合である(家族法第17条)。しかし、無効な婚姻であってもそれを解消するには、裁判所の手続が必要となる。また、無効な婚姻の解消を請求できるのは、検察官、家事登録官、姻族、夫および妻である。

夫婦または配偶者の一方から離婚の申立てがなされた場合、人民裁判所は、まず両者の和解を試みなければならないとされている。すぐに和解が成立しない場合には、和解の手続について3か月を超えない期間に限り延長することが認められている。夫婦が和解をしない場合、裁判所は、両者が同居できずまたは家族を扶養および保護できないときに、その離婚を許可することになる。離婚に関する判断の中で、裁判所は未成年者および夫、または最低限の生活を確保するための労働ができない夫もしくは妻の利益を保護するための方策を明示しなければならない。裁判所による離婚の宣告の後、裁判所は離婚の登録のために家事登録官へその判決の副本2通を送付しなければならない(家族法21条)。

離婚に関する制限として、夫は、自己の妻が懐胎している間、または子が1歳に満たない場合には、離婚を請求する権利を有しないと規定されている(家族法22条)。

夫および妻との間で離婚後の子の監護権について合意が成立しない場合、裁判所は父または母のいずれが監護権者として適切かどうかについて審理する。父母は、離婚した後も、子の監護教育についての義務を負っている。夫婦の協議で、子の監護についての合意が形成されない場合には、裁判所の判断によることとなり、裁判所は子が成人に至るまでの子の扶養に関する判断を行う(家族法23条)。

離婚後、前夫もしくは前妻が経済的余裕を持っている場合に限り、病気および自己の必要を満たすことのできない前夫もしくは前妻は、裁判所に対してその前夫もしくは前妻によりいかなる扶養がなされるべきかの審理を請求する権利を有する。ただし、その扶養は1年の期間を超えないものとする(第24条)。

再婚を希望する離婚をした夫および妻は、新たな婚姻について、改めてその登録しなければならない(家族法25条)。

夫婦の財産に関して、家族法で規定されている「それぞれの財産」とは、夫または妻がその婚姻前から有していた財産、婚姻後に夫または妻が相続または贈与により取得した財産のことであり、相続または贈与を受けた後に形を変えているかどうかにかかわらない。また、「婚姻財産」とは、夫婦がその婚姻中に共同で取得した財産のことをいい、財産的価値の低い、夫婦のいずれか一方のみに属する財産は除かれる(家

族法26条)。

夫婦のいずれがその財産を取得したのかにかかわらず、夫婦は婚姻財産に対して平等な権利を有する。また、夫婦は家庭生活に必要な範囲で、婚姻財産を使用する権利を有する。ただし、婚姻財産を処分する場合には、夫婦の合意が必要とされる(家族法第27条)。

離婚に際して夫婦間で財産を分割する場合には、まず、婚前前からそれぞれが有する財産は、各自の特有財産(それぞれ個人の所有する財産)とされる。次に、夫婦のいずれか一方が婚姻関係の破綻、または婚姻財産に損害を与えることについて責任がない限り、婚姻財産は夫婦間で平等に分割される。婚姻関係を破綻させた者および婚姻財産に損害を与えることに責任を有する者は婚姻財産の3分の1のみを受領し、更に、未成年の子が一方の親と生活をする場合には、その親は裁判所の判断に従い、財産配分の際により多くの持分を受けることが認められている。婚姻財産は夫および妻が離婚した後に分割される。夫および妻が別居し、不正な方法で婚姻財産を密かに使用し、または婚姻財産に対して不誠実な行動をとった場合には、婚姻財産を離婚前に分割することが認められる(家族法第28条)。

2-3-1 離婚原因

離婚原因として次の9つの事由が規定されている(家族法第20条)。

(1) 不貞行為

(2) 一方配偶者、父母若しくは親族に対して暴力若しくは重大な侮辱を行った場合、又は(日常的な飲酒若しくは賭博行為のような)同居を不可能とするような著しい不行跡

(3) 家族に報告せず、又は3年以上の間家族に必要となる情報若しくは物品を送ることなく、家族を遺棄すること

(4) 夫が僧侶(monk)若しくは見習い僧侶(novice)であることが明確であり、又は妻が尼僧であること

(5) (配偶者が)刑法犯としての有罪判決を受け(ている)、又は(刑事罰が)5年以上の収監を伴うものであること

(6) 同居を不可能とさせる危険で深刻な病気であること

(7) 同居を不可能とさせる精神疾患があること

(8) 性的不能であること

(9) 同居を不可能とさせる配偶者との不和(incompatibility)

これらの事由に該当する場合であっても、夫は、自己の妻が懐胎している間、又は子が1歳に満たないときには、離婚を請求する権利を有さない(家族法第22条)。ただし、妻についてはこの限りではない(女性の発展及び保護法第20条)。

2-3-2 離婚手続

離婚の方式に関しては、2008年に新たに規定が設けられている(家族法第21条)。また、その中で新たに自発的離婚(Voluntary Divorce)、自発的離婚の考慮のための期間に関する規定も設けられた。

婚姻当事者または配偶者の一方が、離婚の申立てを行う場合、人民裁判所は両者の和解を試みなければならない。裁判所は、当事者が互いに理解、妥協および同居の継続ができるように、両当事者を教育および調停する。その話し合いおよび支援をするために、両当事者の両親および親族を裁判手続に参加させることができる(民事訴訟法56条)。和解(reconciliation)がなされない場合、3か月を超えない審査のための期間の追加が認められる。夫婦が和解した場合、裁判所はその概要を記載した文書を作成し、離婚訴訟を却下しなければならない。夫婦が和解しない場合には、裁判所は、夫婦が同居できず(又は)家族の世話および保護ができない場合に、離婚を許可することになる。離婚に関する審理に際しては、裁判所は未成年者および夫、または最低限の生活を確保するための労働ができない夫または妻の利益を保護するための方策を明示しなければならない。

裁判所による離婚の判決の後、裁判所は家事登録官へその判決の副本2通を送付しなければならない(家

族法第21条)、それに基づき離婚が登録される(家族登録法第13条)。

2-3-3 離婚の効果

(1) 監護権

離婚後の子の監護権について、夫婦の間において合意が成立しない場合、裁判所が父または母のどちらが子の利益にふさわしいかについて決定する。その際に、母親が子の監護権に関して優先権を有する(女性の発展および保護法第20条)。また、民事訴訟法においては、子が7歳に満たない場合、母親が子を受け入れない、または子を育てるための手段を有さない場合を除いて、監護権は母親に与えるという判断をすると規定されている。子が7歳以上の場合、子に選択権が与えられる。更に、父母が子を受け入れることができない、または子を育てることができない場合、裁判所は子が第三者の監護権に服することを認める判断を行う(民事訴訟法57条)。

離婚後も、父母は子の世話および教育をしなければならない。父母の合意に基づき、または父母の協議で合意が形成されない場合には裁判所は、子が成人に至るまでの子の扶養に関する判断を行う(家族法第23条)。

(2) 扶養 (Support)

離婚後、前夫または前妻が経済的余裕がある場合に限り、病気および自己の必要を満たすことのできない前夫または前妻は、裁判所に対してその前夫または前妻による扶養についての審理を請求できる。この扶養の請求がなされ、婚姻財産が存在する場合、扶養のための支払いは、それを支払う義務のある当事者の有する婚姻財産の部分からその扶養について控除するという判断が裁判所によってなされる。婚姻財産が存在しない場合、裁判所は、その扶養について義務を負う当事者がその必要とされる生活費に応じた月割りでの支払いについての判断をしなければならない。ただし、その扶養は1年の期間を超えないものとする(家族法第24条)。

(3) 婚姻住居の扱い

婚姻財産が家族の居住する家屋という場合、子と共に居住する当事者がその家屋を受ける優先権を有する。家屋の価値が、子の監護権を受けた親の受け取る額よりも高額である場合、その家屋を受ける当事者は他方当事者に均衡を保つように払い戻しをしなければならない(民事訴訟法第58条)。

(4) 財産分割

離婚時の財産分割について、婚姻前からそれぞれが有する財産は夫婦のそれぞれの特有財産(各自の所有する財産)とされる(家族法第28条1号)。その他の財産に関して、夫または妻の一方に婚姻関係の破綻、または婚姻財産の損害について責任がない限り、婚姻財産は婚姻当事者間で均等に分割される。破綻原因を作った配偶者は、婚姻財産の3分の1のみを受領し、また未成年の子が一方の親と生活をする場合には、その親は裁判所の判断に従いより多い持分を受けることができる(同条2号)。

婚姻財産は、夫および妻が離婚した後に分割される。ただし、夫および妻が別居し、不正な方法で婚姻財産を密かに使用し、または婚姻財産に対して不誠実な行動をとった場合には、婚姻財産を離婚前に分割することができる。

また、2008年の家族法改正で新たに補償という概念が導入されている(家族法第26条)。

2-3-4 離婚に関する国際私法規定

ラオス国内での離婚には、当事者の国籍に関わりなくラオス法が適用される(家族法第48条第1段)。ラオス人夫婦がラオスに居住する場合にも同様にラオス法が適用される。ラオス国外でラオス人と外国人、またはラオス人同士が離婚する場合には、離婚地の法による(家族法第48条第2段および第50条第1

段)と規定されているから、日本人とラオス人の夫婦またはラオス人の夫婦が日本で離婚する場合には、ラオス国際私法上、準拠法は法廷地法である日本民法となる。

2-4 親子関係

2-4-1 親子関係一般 実子、養子、認知制度の有無

ラオスは国民の大半が仏教徒であり、その点で家族関係における規制も周辺国におけるように宗教的には大きな問題は存在していない。親子関係についてもラオス家族法の規定が中心となる。その規定の中に実親子関係の発生、親子の権利義務関係、養子縁組の制度、および認知制度が存在している。このラオス家族法は1990年に初めて制定されたが、2008年の改正を受け、親子関係に関する規定についても若干の変更がなされている。

また、親子関係に関して生じる問題についても、原則としては夫婦または子を含めた合意により決定することができるものであれば、それが優先されることとなる。合意が形成されない場合には、最終的に裁判所の判断に従うこととなる。裁判制度として、裁判所の家事部が家事事件に関する管轄を有し(民事訴訟法第55条)、そこで親子関係の問題も扱うこととなる。ただし、親子関係の問題について、すぐに裁判が提起されるわけではなく、裁判の前に調停が勧められることとなる(民事訴訟法第56条)。この場合、村紛争調停機関が利用されることとなり、それにより合意まで至らない場合に、裁判所による親子関係の事件の審理が行われる。

2-4-2 実親子関係 権利義務

実親子関係における権利義務は子の出生により生じる(家族法第29条第1項)。ラオス家族法において「子」とは、法的に婚姻している両親から生まれた者についてだけでなく、婚姻していない両親の子から生まれた子のことも指している。ただし、婚姻していない両親から生まれた子については、父の認知または父親であることが裁判所により認められる必要がある(家族法第29条第2項)。

両親は子の名について選択および合意に基づいて決定することができる(家族法第31条第1項)。しかし、一定の場合に、子はその名を変更する権利を有している(家族法第31条第2項)。子の姓については、ラオスは選択的夫婦別姓制が採用されていることから、両親の姓が同一の場合には、子の姓も同一のものとされる(家族法第31条第3項)が、両親が異なる姓を使用している場合には、両親の協議に従い、協議で決まらない場合には裁判所の判断する姓を使用することとなる(家族法第31条第4項)。両親の婚姻関係が解消された場合でも、原則として子の姓は変更されない。しかし、両親の婚姻関係が解消した後には監護権を有する親とその子の姓が異なることとなった場合など、子にとって必要とされる場合には子の姓を変更することが認められる(家族法第31条第5項)。なお、子の国籍は両親が同一の国籍を有する場合は、両親の国籍により決定される(家族法第31条第6項)。両親が異なる国籍を有する場合には、子はラオス国籍法に従い父母のいずれか一方の国籍を取得することとなる(家族法第31条第7項)。

両親が子の教育に対する義務を履行しない場合、親の権利を逸脱している場合、または子に暴力および虐待をする場合、裁判所は親の権利を剥奪することができる。しかし、それらが剥奪されたとしても、両親は子を扶養するための義務の履行は継続しなければならない(家族法第32条第2項)。子どもに対する権利を剥奪された両親が、その後、子どもに対して適切にその権利を行使することができるようになったと認められた場合には、裁判所は両親の権利を回復することができる(家族法第32条第3項)。

更に、両親は未成年の子だけでなく、成人であっても稼働能力のない子を扶養する義務を負う(家族法第35条第1項)。子を扶養する義務は、両親と子が同居している場合であろうと離婚している場合であろうと、いずれの場合においても、その義務を負わなければならない、いかなる時も子を扶助しなければならない、それらについて請求するための提訴の期間制限はない。扶養料の額は別途、規定により定められ、裁判所の判断により算定される(家族法第35条第2項)。ただし、両親が経済的困難に陥った場合には、

両親は裁判所に対して、子の扶養料の額の軽減を請求することができる（家族法第35条第3項）。

両親が高齢であったり、病気であったりし、働くことができなかつたり、または自分の扶養が必要となったような場合には、子は両親を扶養し扶助する義務を負う。その扶養料の額は、両親と子との合意で決定される。もし合意に至らない場合には、裁判所は子の経済的状況からその扶養料の額について判断をすることとなる。またその扶養料は月単位で支払われることとなる（家族法第36条第1項）。両親が家族法第32条に規定するような違法な行為に関与した場合には、子はその義務から免れることができる（家族法第36条第2項）。

なお、離婚とも関連するが、離婚後に子の監護権については合意により一方の親が持つこととなり、合意が成立しない場合には、裁判所が子の利益となるように判断を行うこととなる（家族法第23条第1項）。離婚した後も、どちらの親も子に対して、子の扶養および教育をする義務を負う。扶養の内容などについても、夫婦の合意に基づくが、合意に至らない場合には裁判所の判断に基づくこととなる（家族法第23条第2項）。ただし、離婚をしたとしても、母が子を受け入れない、または子を育てるための手段を有さないという場合を除いて、裁判所は7歳未満の子に関する監護権を母に与えるという判断を行う。なお、7歳以上の子については、子自身による判断が認められる（民事訴訟法第57条第2項）。これに関し、女性の発展及び保護に関する法律第20条によると、離婚の場合には、母親が子の監護権に関して優先権を持つとある。このように、母親に一定の優先権を持たせた上で、事実上の問題を勘案し結論をだすこととなっている。更に、両親が子を受け入れることができない、又は子を育てることができない場合には、裁判所は子が第三者の監護権に服するという判断を行う（民事訴訟法第57条第3項）。

2-4-3 認知 任意認知と強制認知

認知は、婚姻していない両親から子が生まれた場合になされる（家族法第30条第1項）。任意認知は父が子であることを認め、更に母がそれに同意するというを家事登録局に提出することで成立する。なお、母が死亡している場合は父が単独で行うことができる（家族法第30条第2項）。

子が成人に達している場合、子の同意がなければ認知をすることができない。その場合に、たとえ父が他の女性と婚姻していたとしても認知が妨げられることはない（家族法第30条第3項）。父が認知をしない場合には、子の母、子の世話をしている者（care-giver）²または保護者は裁判所に対して認知請求をする権利を有する（家族法第30条第4項）。

裁判所が認知を行う基準は、子の母および認知をする父が同居し、かつ共に財産を保有している場合、子の母および認知をする父が子を共同で扶養し、かつ教育している場合、ならびに認知をする父について父であるという証拠が存在する場合である（家族法第30条第5項）。この証拠について、ラオス語では「医学的」という用語が使用されており、例えば血液型やDNAをもととして判断されることとなる。

2-4-4 養親子関係（家族法第37条～第42条）

ラオスの養子縁組制度は養親と実親の合意により成立する。日本の特別養子縁組のような制度は存在しない。養子縁組制度の定義は家族法第37条で規定され、「他人の自然子として出生した子」を養子とすることであり、養親子関係が成立した後は、実親子関係に基づく権利義務は終了する。

（1）養子縁組の実質的成立要件

実質的成立要件は「ラオス家族法」第38条第1項で規定されている。養子縁組が成立するためには、次の要件を満たさなければならない。

² care-giver と guardian の区別につき、後者は正式なものであり、法的地位であることを意味する

- (a) 養子が未成年であること。
- (b) 養親は成年（18歳以上）に達していること。
単独の成人が養親となりうるか、夫婦でなければならず内縁関係の男女が養親となりうるか、同性婚カップルが養親となりうるかについては明らかではない。ラオス家族法の第37条から第42条までの養子縁組制度に関する規定では、adoptive parents の表記を用いているため、単独の養親として養子縁組をすることは認められないと解される。附表の統計上、少なくとも2006年から2010年までのラオス法上認められた国際養子縁組では、子がいない外国人夫婦が養親として認められた事例が報告されている。
- (c) 養親となる者が、過去において親権を剥奪されたことがないこと。

(2) 養子縁組の形式的成立要件

養子縁組が成立するためには、ラオス家族法第39条で規定される、次の形式的要件を満たさなければならない。

- (a) 養親と実親との間での書面による同意
養親となる者および子の実親の書面による事前の同意が必要である。ただし、実親がその親の権利を剥奪され、または不適當な者若しくは失踪した者と認定された場合は、このような書面による同意のやりとりは必要とされない（家族法第38条第2項）。
- (b) 養子の同意
養子となる子が10歳に達した場合には、その子の同意が必要となる（家族法第38条第3項）。
- (c) 家事登録局への登録
養親となろうとする者は、養子縁組許可を村長に申し立てねばならない。養子縁組許可申請がなされてから1か月以内に許否を決定しなければならない（家族法第39条第1項）。養子縁組が適切と認められる場合には養子縁組許可証が発行され発行後3日以内に家事登録官に送付される。養親にも養子縁組許可証の交付がなされる（家族法第39条第2項）。

(3) 養子縁組成立の効果

養子縁組が成立すると、次のような効果が生じる。

- (a) 効力一般 養親子関係は、養子縁組が登録された日より効力を生じる（家族法第41条第1項）。
- (b) 養子の姓は養親の請求に基づき養親の姓へ変更される（家族法第41条第2項）。
養子の名が不適切であると考えられる場合には養親は養子の名の変更申立てをすることができる。養子が10歳に達した後は、その養子本人の同意がある場合に限り変更することができる（家族法第41条第3項）。
- (c) 親子関係の擬制
養親子関係が生じると、養親およびその血族は他人の子として生まれた子を自然血縁上の子、兄弟姉妹、および孫として扱う。実親およびその血族との間の法的な関係は養子縁組により終了し、権利義務関係も消滅する（家族法第37条）。
- (d) 秘密保守
養親子関係について、養親の同意なしにその養親子関係についての秘密を開示した者、または養親が死亡している場合に家事登録官の同意なしに子の養子縁組の秘密を開示した者は、刑法第95条第1項の規定に基づき刑事責任を負う（家族法第40条）。刑罰としては、3か月から1年の禁固刑、または拘束を伴わない再教育を受ける刑罰を受け、5万キープから30万キープの罰金を科されることとなる。

偽造証書による養子縁組または養親として不適當な者によりなされた養子縁組は、無効とされる（家族

法第42条第2項)。養子若しくは養親の利益とならない養子縁組、または家族法第38条に規定される養子縁組の要件に違反してなされた養子縁組は、取消しの対象となる(家族法第42条第3項)。ただし、養親の一方的な理由により養親子関係が形成された後に、養親の利益にならないとして縁組を解消することは認められない。養子縁組が無効とされ、または取消しがなされた場合、養子の地位は裁判所の判断に従い終了する(家族法第42条第1項)。養子縁組の取消しを請求する権利は、実親、養親または利害関係を持つ者が有する(家族法第42条第4項)。

(4) 養親子関係の終了(第42条)

実親、養親その他、養子縁組に利害関係を有する者は、次に規定する場合に、裁判所に対して養子縁組の解消を請求することができる。

- (a) 養子縁組にかかわる書面が偽造書面であった場合。
- (b) 養親とされた両親が養親となる資格を有していないことが判明した場合。
- (c) 子および養親の利益に反する場合。
- (d) 第38条で定める養子縁組の要件に反する場合。

養親子関係が終了した後に養親と元の養子が婚姻することは禁止されていない。

2-4-5 養子縁組に関する国際私法規定

ラオス家族法第4編第3章は国際養子縁組に関する国際私法規定を設けている。家族法第51条は外国に居住するラオス人間の養子縁組、外国に居住する外国人夫婦とラオス人の間の養子縁組、ラオスに居住する外国人夫婦とラオス人の間の養子縁組、ラオスに居住するラオス人夫婦と外国人の養子縁組のいずれにもラオス法を適用すると定めている。したがって、日本に居住する日本人がラオス人未成年者と養子縁組する場合にはラオス法上の養子縁組手続を行い、かつ在日ラオス大使館を通じてラオス政府の承認を求めねばならないことになる。ラオスに居住する日本人がラオス人の未成年と養子縁組する場合も同様にラオス法によることになる。これらのことから考えて、ラオス国際私法上、ラオス人のかかわる養子縁組につき「法の適用に関する通則法」第41条の反致の適用は認められないことになる。

3 家事登録制度

3-1 家事登録制度の法源および沿革

「1991年家事登録法(Family Registration Law)(1991年12月30日施行)」が家事登録に関する主たる法源である。ラオスでの調査段階で2008年改正法について情報を入手したが、ラオス語版がラオス司法省サイトで公表されているものの英語版はまだ公表されていなかった。各省庁における聞き取り調査によると、この法律は未だ施行されておらず、施行予定日は未定であるとのことであった。そこで本報告書では1991年法を基に現状での家事登録制度につき記述する。

なお、家事登録を扱う省庁は現状では司法省と治安維持省の双方がかかわっている。司法省は「3-2 家事登録項目と手続」で挙げる出生、死亡、婚姻、離婚などの身分関係を中心とした登録を管轄している。これに対して治安維持省(法制定当時は内務省)はラオスに居住するラオス国民のみならず外国人も対象とした出生をはじめとする身分事項、家(家族)³の所在地、国籍などラオスに居住するすべての人民を、

³ 家族として生活している単位をここでは「家(家族)」として扱っている。日本の、第二次世界大戦前の「家」

一元的な登録制度のもとに管理把握している。ラオス国内に所在する者は国籍を問わず、原則として出生した場所を管轄する村の行政当局に出生の届出を行い、村長からの簡易な証明書の交付を受けた当事者または関係者が郡の行政当局にこれを届け出る義務を有している。

実際の生活は村の行政当局単位でそれぞれ管理され、選挙により選ばれた村の行政官が家族内や村内部の軽微な紛争解決を行い、また民兵による治安維持の責任も負っている。村民は、それぞれ村の運営に関する費用分担や大掃除などの勤労奉仕分担を担っており、その際にこの「家事登録簿」が用いられる。原則として同一の家（家族）に同居する者が使用人を含めて同一の「家事登録簿」に掲載され、成人に関しては顔写真と証印と共に登録事項が列記されている。銀行口座開設、不動産取引、自動車運転免許証交付等につき日本の戸籍抄本のように「家事登録簿」のコピーの呈示やその提出をすることにより公的な身分関係および登録事項の証明書として用いることができる。家（家族）を移転すると新旧の所属「村」の行政当局に転出・転入を届け出て、転居先の村の行政当局から証明書を交付された上で郡の行政当局(District Office)において届け出て、新しい「家事登録簿」の交付を受ける。新しい「家事登録簿」には転居元の村名と転居年月日も記載される。簡易な居住証明は村の行政当局で発給され、一定の統一的な書式があるとのことであった。ただし実際には「家事登録簿」記載の場所以外に移転していても一時的移転として移転先の村の行政当局に通知のみを行い、郡の行政当局における正式な手続を留保することもある。この場合には新しい村の行政当局において村民としての基本的な義務を果たすが、選挙人名簿など公的な扱いは「家事登録簿」に記載されている場所をもとに行われるようである。「ラオス家族法」、「国籍法」および「家事登録法」などの法律で用いられる「永続的住所 (permanent address)」または「住所(residence)」について法律上の定義の有無は現在のところ不明である。「永続的」という概念に「当事者の home とする意思が必要である」との見解や「住所は容易に変更できる」という見解など担当者や省庁により回答が一定しないため日本の住所、居所、常居所、本籍地などの概念との一致があるのかについては定かではないが、本報告書では家事登録法上の「登録地」、日本の「住所」と同等な概念として把握している。

将来的には家事登録に関しては司法省が一括して管轄する予定とのことであるが、現状では司法省と治安維持省の両省庁がいずれも郡の行政当局において行われる登録データを共有している。治安維持省は憲法で定める国家安全保障を目的とする国民の管理のためにこれらの登録情報を用いている。治安維持省における聞き取り調査では十分な情報が得られず、ラオス国民に対する登録が郡の行政当局で行われるのに対して外国人は治安維持省（およびその下位機関である各警察署）における外国人登録の制度があるとの説明を受けている。なお、ビエンチャン市内の治安維持省の敷地の中にある外国人担当局で登録および外国人とラオス人の婚姻の申請および登録をするとの説明を受けたが、政府機関を通じた正式な聞き取り調査依頼を受けていない限り、対応できないとされ、外国人担当局の訪問調査をすることができなかった。「2008年改正家事登録法」では、国家の安全保障面がより強化された内容になっており、15歳以上の者を対象とする身分証明書としてのIDカード制度が導入され、各身分証明書が整備される予定になっているが、外国人に対する外国人IDカードも導入されるかについては明言されなかった。

以上の理由から、本報告書では主として「家事登録法」における司法省管轄の内外国人登録制度について記載する。

国外に在住するラオス人の登録については、在留する国のラオス大使または領事が、ラオス国民の家事登録官としての役割を担っている。

3-2 家事登録項目と手続

3-2-1 家事登録項目

「1991年家事登録法」における家事登録項目は、第1条で規定されている、次の事項である。

制度と重なる部分もなるが、ラオスでは、家族としてのまとまりで捉えており、仮に、家族に内の一部の者がその家族がそれまで生活をともにしてきた居住用家屋を出て、別な場所に居を設けても、その家（家族）としての登録簿に記載されている場合が多い。

①出生、②失踪、③死亡、④婚姻、⑤離婚、⑥養子縁組、⑦認知、⑧姓名変更、⑨住所変動、⑩住居建築・取り壊し。

(1) 出生登録 (第9条)

子どもが家(家族)で出生した場合には、家長またはその他の者が村長に出生を通知しなければならない。家以外の場所で出生した場合には、父または母が子の出生地を管轄する村または出生通知をしようの場所を管轄する村の村長に通知しなければならない。

なお、出生後、30日を超えない期間中に出生通知をしなければならない(第9条第4段)。

新生児または棄児を発見した者は、速やかに発見地を管轄する村の村長または警察に通知しなければならない(第9条第5段)。

村長は出生通知を受理後、出生証明記録(birth certificate)を交付しなければならない。申請者は村長が交付した出生証明記録が交付後30日以内に、郡の家事録簿を扱うこと登録官に出生証明記録と共に出生を届け出なければならない(第9条第6段)。

また、「子どもの人権及び利益の保護のための法律(Law on the Protection of the Rights and Interests of Children)(2007年1月16日施行)」の第2編第2章は家事登録について規定し、第19条で、子が出生後速やかに出生登録されるべきことが明記されている。

(2) 失踪登録 (第10条)

裁判所で失踪宣告を受けた者について、申請者が居住する地を管轄する家事登録局に失踪宣告後30日以内に失踪登録しなければならない(第10条)。

(3) 死亡登録 (第11条)

家で死亡した場合には、その家の所有者が村長に死亡を届け出る義務がある(第11条)。

遺体を発見した者は、直ちに発見地を管轄する村長または警察に通知しなければならない。重症患者の治療にあたった医師、助産師などの医療従事者は、新生児が死亡した場合には死亡証明記録を交付しなければならない(第11条第2、3段)。

死亡通知に基づき村長は死亡証明記録を交付するが、死亡原因が不明の場合、重大な伝染病である場合にはこの限りでない(第11条第4段)。

死亡証明記録の受理後、30日以内に家事登録官により死亡が登録される(第11条第5段)。

(4) 婚姻登録 (第12条)

夫婦となる者は、その一方の住所または夫婦となる者の親の住所地を管轄する家事登録局に婚姻の登録しなければならない(第12条第1段)。

夫婦となる者は、ラオス家族法で規定する要件を充足した上で双方が書面で家事登録官に婚姻登録を申請する(第12条第2段、第3段)。この書面には、当事者に子があるか否かも付記しなければならない。要件を充足していると認められた場合には、婚姻登録官は夫婦となる男女、3人の証人を聴聞した上で適切と認めるときには、夫婦となる男女に婚姻登録後に生じる権利義務について説明した上で、婚姻登録証明書(marriage certificate)を交付する(第12条第5段)。

家事登録官は、婚姻申請書受理から30日以内に婚姻登録の可否を決定しなければならない(第12条第4段)。

(5) 離婚登録 (第13条)

裁判離婚が成立した場合には、夫婦の共同住所または一方の住所を管轄する家事登録局で離婚登録をすることができる。離婚判決の後に裁判所は判決書の副本を家事登録局へ送付し家事登録官による離婚登録の後、当事者は離婚登録証明書を受領することができる(第13条第1段)。

ラオス家族法の改正に伴い導入された夫婦の合意に基づく裁判外離婚制度によると、村の行政当局におけ

る調停を経て夫婦間に離婚の合意が成立し村長の調停成立記録が交付され、夫婦間に財産分与・子の養育権を巡る紛争がない場合には、裁判所判決によらず離婚を成立させることができる。この場合には、村長の調停成立（合意に基づく離婚承認）記録の提出とともに夫婦が郡の役所に対して離婚登録を申請することができる。

（6）養子縁組登録（第14条）

養子縁組がラオス家族法に従って成立し、村の行政当局による承認記録が交付された場合には、郡の行政当局で養子縁組登録をすることができる（第14条第1段）。郡の行政当局における登録は、村の行政当局による承認記録公布後30日以内に行い、養子縁組登録証明書が交付される（第14条第2段）。

養子縁組登録の訂正または抹消は、裁判所のオーダーに基づき家事登録官のみが行うことができる（第14条第3段）。

（7）認知登録（第15条）

父性の認知は、子の父か母の住所地または認知オーダーをした裁判所所在地を管轄する家事登録局で登録することができる（第15条第1段）。登録申請は父母双方の共同によることを原則とするが、母が死亡、制限行為能力者、親権停止または所在不明である場合には父が単独で行うことができる。

（8）姓名変更登録（第16条）

成年に達した者は、住所を管轄する家事登録局でその姓名の登録を変更することができる（第16条第1段）。未成年者の姓名の変更は、その子どもの父または母が行うことができる（第16条第2段）。また、父母双方の姓の変更に伴い子の姓も連動して変更される。父母の一方のみの姓が変更された場合には、父母の協議によりいずれの姓にするかを定めることができる。父母の間で協議が整わない場合には、裁判所の判断に委ねる（第16条第3、4段）。

姓名のみが変更される場合には家事登録簿上の記載事項を訂正するにとどまるが、姓名以外の登録事項の変更を伴う場合には、郡の行政当局は当事者に新たに家事登録簿を交付することになる（第16条第5段）。

（9）住所変動登録（第17条）

同一の住所地に同居する者が転居する場合には、移転から3日以内に家長は村長に通知をしなければならない（第17条第1段）。同居する者の全員が同時に転居する場合には、転居の7日前までに、あらかじめ通知をしなければならない。新しい住所地に転居後24時間以内に、その住所を管轄する村長に届け出、新しい家事登録簿の作成を求めなければならない（第17条第3段）。

3-2-2 家事登録手続

家事登録は、当事者が所属する郡の行政当局(district family registration office)において行う（家事登録法第2条第1段および第3条）。ただし郡の行政当局において登録され証明書が発給されたら当事者は所属する村の村長に通知をしなければならない（家事登録法第2条）。ラオス国内に居住する外国人および無国籍者のいずれもラオス法の適用を受け、身分事項をラオス政府に届け出なければならない（家事登録法第2条第2段）。

（1）家事登録担当官への申立て（第4条）

家事登録手続は郡の行政当局に所属する家事登録官の面前で申し立て、その事実を家事登録官が登録簿に記載する。一般的には居住事実を確認するための村長の発行する書面や出生に立ち会った医師・助産師などの作成する出生を証明する書面をもって郡の行政当局に登録を申請し、郡の行政当局で登録申請が受理された時から登録の効果が発生する（第4条）。

(2) 家事登録簿交付 (第7条)

家事登録官は、「家長(head of each household)」に家事登録簿(family registration book)を交付する(第7条第1段)。同様に家事登録簿は村長にも交付される(第7条第2段)。

(3) 登録事項の訂正

登録事項に誤りがある場合には、当事者は住所を管轄する家事登録官に対して登録事項の訂正を請求することができる(第5条第1段)。家事登録簿の記載事項の変更・補記・訂正権限は家事登録官のみに認められる(第7条第3段)。家事登録官自身が登録事項は真実でないと考える場合には、これを訂正することができる。登録当事者が訂正に応じない場合には裁判所の決定に委ねられる(第5条第5段)。

3-3 家事登録事項の証明

家事登録官は登録事項の証明書を交付することができる。この登録事項証明書は証拠として採用される(家事登録法第4条)(*書式は添付書類を参照)。証明書発行申請書については登録実務を行う郡の行政当局での販売および頒布の確認はできなかったが、ビエンチャン市内の書店や文房具店等において販売されているのを確認した。

4 国籍法制

4-1 国籍に関する法源および市民の権利義務

ラオスの国籍に関する法源にはラオスが加盟する国際条約と1999年の「ラオス人民民主共和国憲法」第4章第34条(市民の要件)に基づき制定された2004年「国籍法(The Law on Lao Nationality)」がある⁴。このラオス国籍法はラオス司法省のホームページから入手した英語版を使って筆者が翻訳したものに基いて記述している。ラオス政府は、1973年に「国籍の取得に関する選択議定書」、2000年に「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(A規約)」、2000年に「市民的および政治的権利に関する国際規約(B規約)」、1981年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1989年に「子どもの権利条約」をそれぞれ批准し、条約に加盟している。とくに「子どもの権利条約」に加盟し国内法化した「子どもの人権および利益の保護のための法律(Law on the Protection of the Rights and Interests of Children)(2007年1月16日施行)」では、「子の国籍は、父母が同一の国籍を有する場合には、その親の国籍により決定される。父母が異なる国籍を有する場合には、子は父又は母の国籍をラオス国籍法に基づき取得することができる。」と規定している。

なお、ラオス家族法では2010年改正法で第31条に子の姓名および国籍に関する規定を新設した。同様にラオス家事登録法も2008年改正法で「ラオス家族法」の改正を受けた国籍関係規定が設けられたが、この2008年改正法は2011年2月時点ではまだ施行されていない。

4-2 内外国人の定義

(1) 市民(Lao Citizen)

ラオス憲法第34条は、「ラオス市民は、法律の定めるところに従い、ラオス国籍を有する者である」と規定している。憲法の規定で、ラオス市民について第35条で「性別、社会的地位、教育水準、信教および民族により差別することなく、法の下において平等」とされるほか選挙権(第36条)、教育を受ける権

⁴ 憲法の引用部分は瀬戸裕之翻訳・解説「ラオス人民民主共和国憲法(2003年改正)、荻野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集(第2版)』明石書店、2007年」を引用した。

利（第38条）、勤労・休息・扶助を受ける権利（第39条）、居住・移動の自由（第40条）、請願権（第41条）、人身・住居の不可侵（第42条）、宗教の自由（第43条）、表現の自由（第44条）、科学・技術・芸術の自由（第45条）、国外に居住する市民の権利保護（第46条）などの基本的人権を保障し、憲法・法律・公共の秩序遵守義務（第47条）、納税の義務（第48条）、国防の義務（第49条）をラオス市民に課している。

（2）外国人および無国籍者

国籍法第7条でいわゆる外国人を短期の在留をする者（foreign individual）と長期在留する者（alien）の2種に分類し、無国籍者（apatrid）と共に外国人（foreign citizen）と定義する。憲法では外国人につきラオス法に基づく権利・自由の保護享受、ラオスの裁判所に提訴する権利、ラオスの憲法・法律遵守義務を規定（第50条）するとともに迫害を受けている外国人への庇護付与を規定する（第51条）。

4-3 国籍の取得

国籍取得はラオス国籍法の第2章および「子どもの人権及び利益の保護のための法律」の第2編第2章第21条で規定されている。

国籍の取得は、出生に基づく取得、帰化、再取得およびその他の原因に基づく取得の4種に分類されている（第9条）。

第3条で重国籍禁止を規定するため、日本人とラオス人の夫婦間の子の出生、ラオス人夫婦に日本国籍の子が養子とされる場合など、親・養親の一方的な意思で、あるいは身分変動に伴い自動的にラオス国籍を取得し、結果として重国籍が生じうる。今回の調査の時点で、司法省国籍課副局長による口頭回答によると、日本人とラオス人の夫婦間の子が日本国籍を出生時から取得し、日本とラオスの重国籍となる場合、とくに子どもについては「子どもの最善の幸福」の観点からラオス国籍剥奪は認めるべきではないとのことである。個人的には子は親・養親と同一の国籍で、親・養親と居住する国の国籍を有すべきであり選択時に居住していない国の国籍を留保することは念頭にないようであった。将来的な国籍法改正の際にはこの問題については検討課題とするとの回答であったが、現状では統一的な解釈は存しないようである。しかし、ラオスが加盟している諸条約の規定および趣旨から考えて、帰化許可申請要件の重国籍防止要件（国籍法第14条および第9条）がラオス民族の外国人による帰化許可申請では免除され（国籍法第15条第1文）、結果として内外重国籍となることを認めるように、ラオスの血統である者が重国籍となることについては容認し国籍法第3条の重国籍禁止規定は厳格な適用をしない方向性にあると考えられる。

（1）出生に基づく取得

（a）血統に基づく取得

- （i）子の出生地にかかわらず父母の双方がラオス市民である場合。（国籍法第10条）。
- （ii）父母の一方がラオス市民でありラオスに住所（permanent address）を有し、子がラオス国内で出生した場合（第11条第1項）。ここでいう住所については各部署での聞き取り調査で定義を求めたが、法律上の定義は今のところ明確ではないようである。一般的には「家事登録法」に基づく登録をしている場所を指すと思われる「家事登録法」の登録は別項にあるようにラオス国民および外国人のいずれにも義務づけられ、家（家族）がある場所が属する村単位で定められる。
- （iii）父母の一方がラオス人で、少なくとも一方が子の出生時にラオス国内に住所を有し、子が外国で出生した場合（第11条第2項）。
- （iv）父母の双方がラオス国外に住所を有し子が外国で出生し、父母の協議により子にラオス国籍を取得させることに合意がある場合（第11条第2文）。
- （v）父母の一方がラオス市民であり他方が無国籍である場合には、子は出生地に関わりなく出生に基づきラオス市民とみなされる（第11条第3文）。

(b) 無国籍者発生防止

ラオス国内に住所を有する無国籍者を父母としてラオス国内で出生し、ラオス社会および文化に統合された者は、その父母の申立てに基づきラオス市民権を認められる（第12条）。

ラオス国内で発見された棄児はラオス市民とみなされる（第13条）が、18歳未満で父母がいずれも外国人であるとの証拠がある場合にはこの限りでない（第13条但書）。

(2) 帰化

国籍法第14条で規定する、帰化許可申請要件を充足し、司法省に帰化申請し許可を得た場合にはラオス市民となることができる。帰化許可申請手続は国籍法第16条に規定されており、申請者本人が登録している村役場において国籍法第14条で規定する帰化要件充足を証明する各種書面を提出するが、村役場で受理された後、各レベルの地方行政局および国家安全省を経て司法省が審査にあたり、適切であると認める場合には政府に通知し、国民議会（国会）常任委員会が最終的な帰化の可否についての決定を行う。

ラオス民族である者が、国籍法第14条で規定する国籍取得の申請を行う場合に、国籍法第14条第9項で規定される従前の国籍離脱要件は緩和され、外国国籍を有する者については5年間、無国籍者については3年間に短縮される（国籍法第15条）。

(3) その他の原因に基づく国籍取得

(a) 両親のラオス国籍取得に基づく子の国籍取得

父母の双方がラオス国籍を取得し、その子が満18歳未満で未婚の場合には両親の国籍変動に連動して子もラオス国籍を取得する（国籍法第22条）。

父母の一方のみがラオス国籍を取得する場合には、ラオス国籍を取得する親の申請に基づいて子もラオス国籍を取得する（国籍法第23条第1文）。子が満15歳以上満18歳未満で、かつ既婚者である場合には、子自身がラオス国籍取得の申請することができる（国籍法第22条第1文後段）。父母の一方がラオス国籍を取得し他方が無国籍である場合には子はラオス国籍を取得する（国籍法第23条第2文）。

(b) 再取得

ラオス国籍を喪失した者は、従前のラオス国籍を証明する証拠を添えて国民議会（国会）常任委員会の国籍再取得承認を申請することができる（国籍法第21条）。ただしラオス国籍取得後に国籍法第19条で規定する国籍取得効力を失効させた者についてはこの限りでない（国籍法第21条第3文）。

(c) 養子縁組に基づく国籍取得

ラオス国民の養子となった外国籍または無国籍の子はラオス国籍を取得する（国籍法第25条）。養親の一方がラオス国籍で他方が外国人または無国籍者である場合には、養親が合意し申請することにより子はラオス国籍を取得することができる（国籍法第26条）。

4-4 国籍の喪失

ラオス国籍の喪失原因は、ラオス国籍法第2章および第3章で、離脱、取得効力失効および外国への移民について規定されている。

ある者がラオス国籍を喪失する場合であっても、原則としてその配偶者および子のラオス国籍は連動して喪失することはない（国籍法第17条）。ただし父母の双方がラオス国籍を離脱し、子が満18歳未満で未婚の場合には、両親の国籍離脱に連動して子もラオス国籍を離脱する（国籍法第22条）。父母の一方のみがラオス国籍を離脱し他方はラオス国籍を留保する場合には、子はラオス国籍を留保する（国籍法第24条）。

ラオス国籍を有する子がラオス国民と外国人の夫婦の養子となる場合には、子はラオス国籍を留保するが、養親双方の請求に基づきラオス国籍を離脱することもできる（国籍法第26条第1文）。無国籍者である夫

婦またはラオス国民と無国籍者の夫婦の養子となったラオス国籍を有する子は、ラオス国籍を留保する。

(1) 離脱

ラオス国籍法第18条に規定されている要件を充足し、ラオス国民議会（国会）常任委員会の承認を経てラオス国籍を離脱することができる。

外国に居住するラオス人がラオス国籍を離脱しようとする場合には、まず在住する国にあるラオス大使館に申請し、ラオス外務省およびラオス国家安全省での承認を経て離脱が認められる。居住する国にラオス大使館がない場合には、直接ラオス外務省に書面を送付することになる（国籍法第16条第3文）。

ラオス人と外国人の夫婦の養子となったラオス国籍を有する子は原則としてラオス国籍を留保するが、両親はその合意に基づき子のラオス国籍離脱を申請することができる（国籍法第26条第1文）。

(2) 国籍取得効力失効

ラオス国籍法第2章の規定に従って帰化の許可が為された後10年以内にラオス国籍取得がラオス法に反するものであることが判明した場合およびラオス国家に対する反逆などの不誠実な行為が認められた場合にはラオス国籍取得は効力を失うが、不誠実な行為をした当事者の配偶者および子の国籍には失効の効果は及ばない（国籍法第19条）。

(3) 外国における居住

外国に移住し7年以上の期間、その居住国にあるラオス大使館もしくは領事館で資格確認をしない場合、または外国に居住することが許可された期間が満了したにもかかわらず当該国のラオス大使館もしくは領事館に資格確認をしない場合には、その期間満了をもって自動的にラオス国籍を喪失する（国籍法第20条）。

ラオスは内戦の影響から国外に難民として流出した者が多かったため、「ラオス国籍法」では外国に居住するラオス人が積極的に本国との関係を保たない限りラオス国籍を保持することができないとされている。ラオス国籍の資格確認の方法は一般的には旅券の有効期限が5年間であるため、旅券失効前に更新手続をするか、在日ラオス人の場合には日本での在留資格確認または更新をするための書面準備等の何らかの手続を在日ラオス大使館で行うことによりラオス国籍留保のための資格確認と認められるようである。現状ではラオス国籍法第20条以外には、特別規定や内規等は存在せず、在外ラオス大使館における資格確認用の定型書式も定まっていないが、日本の役所においてラオス人の国籍を証明する書面提出を受ける場合には国籍証明のなされた時期への配慮が必要である。また資格確認を懈怠しラオス国籍を喪失した場合、ラオス国籍の再取得をするには国籍法第21条で定める手続によることになり、最終的な再取得許可が得られるまでは時間がかかるため、そのラオス人は再取得許可までの期間は無国籍状態となる。

5 資料（添付省略）

5-1 身分関係法制関連法令

5-1-1 家族法

5-1-2 家事登録法

5-1-3 国籍法

5-2 身分関係法制関連届出書面等

5-2-1 家事登録簿 (サンプル)

5-2-2 家事登録申請書

5-2-3 帰化申請書

5-2-4 ラオス批准済み条約

5-3 その他資料

5-3-1 弁護士事務所関係 (パンフレット等)

5-3-2 調査対象施設等の写真

以上。